

地域密着型通所介護 LET 'Sほほえみりハ

利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、介護負担割合証に準じての負担割合となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：地域密着型通所介護】

所要時間 (1回につき)	利用者の 要介護度	地域密着型通所介護費			
		単位数	利用者負担金		
			基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位	446円	892円	1,338円
	要介護2	478単位	512円	1,025円	1,537円
	要介護3	540単位	579円	1,158円	1,737円
	要介護4	600単位	643円	1,286円	1,930円
	要介護5	663単位	711円	1,421円	2,132円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

*上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

*利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
個別機能訓練 加算I	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき） ※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合	56単位/日	60円	120円	180円
個別機能訓練 加算II	個別機能訓練計画などの内容をデータ提出しフィードバックを受けている事	20単位/月	22円	43円	65円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位/月	43円	86円	129円
生活機能向上連携 加算 II	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事。 個別機能訓練加算を算定している場合	200単位/月	215円	429円	644円
		100単位/月	108円	215円	322円
サービス提供 体制強化加算 (II)	介護職員の総数のうち介護福祉士を50%以上配置している場合（1回につき）	18単位/回	20円	39円	58円
介護職員処遇改善 加算I	厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善を実施し、当該加算の算定要件を満たす場合	算定単位数 の 1000分の 92	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合	47単位/片道	51円	101円	151円

(2) の利用料

【基本部分：第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費】

利用者の 要介護度	第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費 (1月につき)			
	単 位 数	利用者負担金		
		基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
要支援1	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週1回程度)	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週2回程度)	3621単位	3,882円	7,760円	1,1645円

- * 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- * 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- * 利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(1月につき)

		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
生活機能向上連携 加算	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事	200 単位	214円	429円	643円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動をグループにて行った場合 ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない	100 単位	107円	214円	322円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位	43円	86円	129円

サービス提供体制 強化加算(II)	介護職員の総数の うち介護福祉士を 50%以上配置している 場合	要支援1	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週1回程度)	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週2回程度)	144単 位	155円	309円	463円
介護職員処遇改善 加算I	厚生労働大臣が定める基準に適合し、 介護職員の賃金の改善を実施し、当該 加算の算定要件を満たす場合	算定単位 数の 1000分の 92	左記額の 1割	左記額の2 割	左記額の 3割	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、 事業所が送迎を実施していない場合	47単位 /片道	51円	101円	151円

(3) その他の費用

おやつ代	おやつを提供を受けた場合、1回につき100円をいただきます。
おむつ代	おむつを提供を受けた場合、1回につき100円、パット50円の実費をいただきます。
教養娯楽費	コーヒー、紅茶など費用の実費をいただきます。
送迎費用	実施地域を超えて行う通所介護に要した交通費は、事業の実施地域を超えたところから片道分1kmごとに35円をいただきます。
その他	① 個人で使用する為に購入した物の費用は実費請求をさせていただきます ② 連絡帳ケースや連絡帳を再度希望される時は実費徴収とさせていただきます (初回は除く)